別記１０　［避雷設備］

１、施設区分と保護レベル

施設区分による保護レベルは下記の表のとおりとする。

施設区分	避雷設備の設置義務	保護レベルⅠ	保護レベルⅡ
製造所 一般取扱所	１０倍以上	○	危険物施設が建築物内、かつ、取扱う危険物の引火点が４０℃以上　○
屋内貯蔵所	１０倍以上	○	取扱う危険物の引火点が４０℃以上　○
屋外タンク貯蔵所	１０倍以上	○	×
移送取扱所	全て	○	×

備考

（１）製造所、一般取扱所において高引火点危険物で規制しているものは避雷設備の設置義務なし。

（２）類型化された一般取扱所の避雷設備の設置義務は、該当する早見表を参照。

（３）屋外貯蔵タンクを受雷部として利用するときは、板厚（屋根板、側板）は４．０ｍｍ以上必要。